



Title	2020年「臨床心理発達相談室」活動報告
Author(s)	安達, 潤
Citation	臨床心理発達相談室紀要, 4, 95-100
Issue Date	2021-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/RSHSK.4.95
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/81060
Type	departmental bulletin paper
File Information	08_2434-7639_4_95-100.pdf



2020年「臨床心理発達相談室」活動報告

安達 潤*

Activity Report 2020

Jun ADACHI

はじめに

本稿は2020年1年間の「臨床心理発達相談室」活動報告である。今年度から相談室室長に就任した安達が報告をまとめたが、例年とは大きく異なるものとなったことを最初にお伝えしたい。

その理由は、改めて言うまでもないが、2021年1月30日現在第3波が猛威を振るうコロナ禍である。後述するが、センター長に就任した2020年4月当初は、日本で最初の感染確認となったダイヤモンドプリンセス号から2ヶ月が経過しており、2月末には239名だった国内感染者が3月末には1953名となり、感染拡大が顕著となってきた時期であった。北海道大学の対策状況は2020年3月23日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置された後、4月16日には「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針」が策定され、行動指針レベル2（制限（中））が伝えられたが、時を置かず4月20日にはレベル3（制限（大））への引き上げが行われた。その後、6月1日にはレベル2に、7月10日にはレベル1に引き下げられたものの、11月18日には再びレベル2に引き上げられ、現在に至っている。

このような状況の中で2020年の相談室活動はコロナ感染対策を講じつつ、相談形態を検討し、可能な範囲で相談を維持する1年間であった。

1. 2020年「臨床心理発達相談室」活動実績

「臨床心理発達相談室」における2011年4月から2020年12月までの、相談件数の推移を図1に示す。

相談件数は2011年のみ4月から12月、2012年度以降は1月から12月の活動実績をまとめている。継続は、受理面接（新規ケース）後、継続面接が1回以上ある場合を、継続ケースとして扱うことに変更はない。

当相談室の運営として、受理面接は研修生が陪席する場合もあるが、相談員が主担当となり、受理面接後に相談員の判断のもと、利用者の方の合意が得られた場合、研修生が利用ケースの主担当を担う流れとなっている。つまり院生が担当することとなる。主訴によってはやはりそのまま相談員が担当する場合もある。図1に示す2020年の相談件数推移は、コロナ禍状況のため、継続20ケース、新規1ケースとなっており、実質、院生が担当したケースが継続ケースとなっ

* 北海道大学大学院教育学研究院教授

ている。また継続ケース数が2019年の36ケースから2020年の20ケースへと低下している理由は、コロナ禍のために新規ケースの受付を行っておらず、継続ケースのきょうだい紹介1ケースのみを受理したに留まったことによる。つまり、継続となるケースがそもそもほとんどなく、かつ、相談室への来所ができないために休止となったケースがあったことによる。

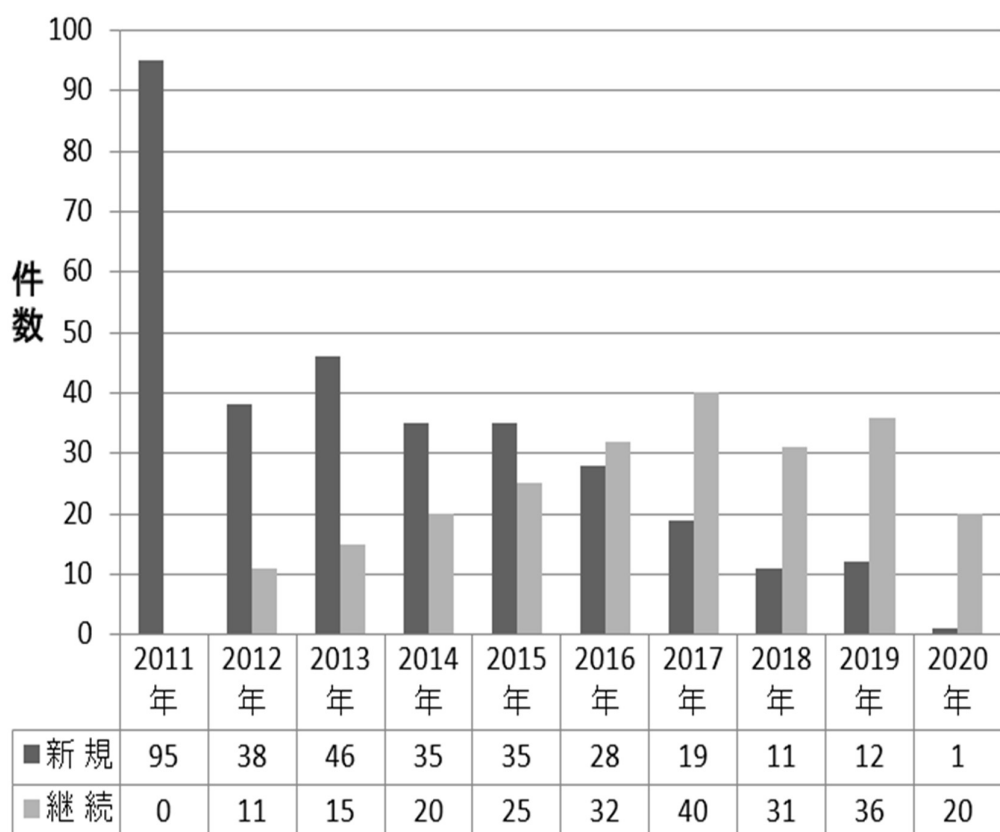


図1 相談件数の年次推移（単位：件）

コロナ感染拡大の影響により対面面談は4月20日～8月10日まで休止とし、8月11日から感染拡大防止策を徹底して対面面談を再開したが、再び札幌市の感染拡大で11月19日～12月末日まで対面面談を休止した。なお、2020年継続実件数 21件のうち、院生が担当または陪席した件数は17件80%。継続延べ件数は180件（うち対面98件、オンライン82件）である。

次に昨年の報告に倣い、前年度との新規ケースの紹介元、年代別割合、主訴の比較であるが、2020年は新規1ケースであったため、比較は行わず、内容の記載に留める。新規1ケースの紹介元はその他（きょうだい紹介）、年代は就学前、主訴は「兄弟げんかが多い」であった。

2. 2020年「臨床心理発達相談室」におけるコロナ感染拡大への対応

先述したように、今年度は、コロナ感染拡大状況に応じた相談室運営となり、できる限り相談室活動を続行するべく運営体制を検討した。しかし、市中感染の可能性を完全には払拭できない中で、利用者の方々が公共交通機関を利用してセンター相談室まで移動することのリスク、また、相談料を支払うために金融機関に赴くリスクを考慮せざるを得ないとの判断となり、以下に報告する対応経緯となった。

a) 対面相談休止＋オンライン相談開始：4月20日～8月10日

札幌市では2020年2月14日に初めてコロナ感染症例が確認された後、2月28日に北海道の緊急事態宣言が発されて一時期小康状態となったが、4月以降、再び増加に転じていたため、年度当初から対面相談を停止することとなった。当初、相談室の停止を5月連休明けまでと想定していたが、5月10日以降に公表された感染陽性者率が上下する中で5%を超える日があることに加え、先述したように北海道大学のBCPレベルがレベル3（制限（大））となっており、オンライン相談開始に向けた準備を進めた。

オンライン相談の開始に際して、当相談室が配慮したことは、(1)利用料金を無償とする、(2)実施期間終了時の明記、(3)従来の実施および実施指導体制の維持、(4)オンライン面接に係るセキュリティリスクの説明と同意、である。(1)については、本学の料金支払い方法が郵便振込に限定されていたため、支払いに係る外出・感染リスクを回避するためである。(2)については、北海道大学のBCPレベルが通常に戻った時点でオンライン面接は終了するものとし、(3)については、院生が担当する場合の指導は引き続き相談室教員が担うこととした。(4)については、図2に示す説明文を承諾書に記載し、セキュリティリスクを含む同意を得ることとした。

4. ご利用にかかるセキュリティリスクについて

web 面接のセキュリティに関する問題については数々の指摘がされております。当相談室としては、それらの指摘を踏まえ、オンライン面接を実施するにあたりセキュリティを担保するために、ご相談枠の zoom 会議にはパスワードをかけ、他の人がログインできないように会議にロックをかけて相談を行います。

しかし、それでも完全に安全であるという保証はございません。その上での実施であることを、ご承諾の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

図2 オンライン面談に係るセキュリティリスクの説明

これらの配慮を承諾書に記載した上で、オンライン面談はZoomを利用することとし、以下の手順でオンライン面接を実施した。

1. 電話・メールもしくは文書にて、日にちの約束をする。
2. 文書またはメールにて、相談室から利用者さまへアクセス情報を伝える。
3. 面接予約時間に利用者さま自身から相談枠のzoom会議にアクセスをしていただく。
4. 予約時間前から面接担当者が待機し、利用者さまのログインを許可し面接を開始する。

また承諾書の最後には「なお、上記に変更の必要が生じたときには再度、双方同意のもとで確認をいたします」との文言を添え、オンライン面談開始時点で見通せていない可能性のある事態への新たな対象が必要となった場合には、同意を再形成することを明示した。

b) 対面面談の再開：8月11日～11月19日

対面面談の再開は、北海道の感染陽性率が下がってきたことによる。北海道の公式データによると、平均陽性率が6月は2.92%、7月は2.16%、8月は2.43%という推移であった状況に加え、本学のBCPレベルが6月1日にレベル2に引き下げられていた。そのため当相談室としては、6月から対面相談再開の準備を始めるとともに、7月の感染者陽性率の推移が5%を超えないかどうかを注視しつつ、8月11日から対面相談を再開することと判断した。但し、相談の形態としてプレイセラピーが中心であり、それ以外の選択がとれないと判断せざるを得ないケースについては、身体接触が回避できないため、相談停止を維持することとした。

対面面談再開にあたっては、7月31日付で利用者の方に「相談室の面談の再開について」との案内文書を郵送するとともに、当該文書の内容に係る同意書を同封し、書面による同意を得る形で対面相談を再開した。案内文書には、「感染が収束したわけではないため、相談室による感染防止対策とともに、来談される皆さまの協力が不可欠であること」、「就学前及び小学校低学年のお子さまの面接については、身体接触が回避できないために当面見合わせることを」、「(希望がある場合には) 保護者のみの面接とすること」を明記した。図3に案内書に記載した感染拡大防止対策を示す。

[感染拡大防止対策]

- ご相談者様は来談前に同意書に必要事項を記載し、再開の初回当日に持参して下さい。
- スタッフ、ご相談者様ともに面談前の検温を実施します。
- 玄関ホール等に消毒液（アルコール）を準備しています。
- ご相談者様・スタッフが触れる場所は全て消毒します。
- マスクの着用。飛沫防止パーテーションの準備があります。
- 面談前・面談中・面談後に窓を開け、室内を換気します。

図3 対面面談再開の案内文書に記載した感染拡大防止対策

同意書については。相談室控えと本人控えを準備し、来所前のご注意および来談時のご注意を記載し、双方が記載項目にチェックを入れて、当該書式を交わし合うことを徹底した。この手続を導入した理由は、万が一、コロナ感染が発生した場合の感染源の可能性を絞り込むとともに、双方の責任について明確化するためである。図4aに「来所前のご注意」を、図4bに「来談時のご注意」を示す。両図に示すように、来所前の注意としては、2週間以内に感染拡大地域に滞在していないこと、来所前の検温を含み、来談時の注意としては、手指の消毒、マスクの着用、面談前の再検温に加え、面談時間を基本60分最大でも90分に制限することを記載する

とともに、面談後に同居者の感染が把握された場合には、迅速に、相談室にその旨の連絡を入れてもらうこと、万一感染が起こった場合も責任を問わないこと等を記載した。

[来談時のご注意]

- 来所されましたら、玄関ホールにて手指を消毒して下さい。アルコールのアレルギーをお持ちの方は、石鹸で手洗いをお願いします。アルコールのアレルギーについては主治医にご相談され、面接前に担当者までその旨お知らせください。
- 初回はこの同意書に署名をしてお持ちください。マスクの準備をお願いします。マスクは口と鼻を覆うように着用して下さい。
- 面談前にもう一度検温をお願いします。非接触式体温計の準備がございます。
- 面談前、中間、面談後に窓を開けて室内の換気を行います。夏季は窓を開けたまま面談を実施します。面談は60分以内、延長した場合でも90分以内とします。飛沫防止のパーテーションの用意もあります。
- 面談中に体調が悪くなったり、気分が優れなくなった場合は担当者にすぐにお知らせ下さい。
- 来談者または来談者の同居の方の感染が確認されたときは、速やかに当相談室（706-3295）への電話連絡をお願いします。その際、学内の担当部署や保健所などの公的機関へ報告を行いますが、面談内容を伝えることは一切ございません。
- 来談者または面接担当者およびスタッフのいずれかが感染した場合でも、感染したことについての責任は、双方ともに一切問わないことをご了承ください。

図4a 対面面談再開の同意書に記載した「来所前のご注意」

[来談時のご注意]

- 来所されましたら、玄関ホールにて手指を消毒して下さい。アルコールのアレルギーをお持ちの方は、石鹸で手洗いをお願いします。アルコールのアレルギーについては主治医にご相談され、面接前に担当者までその旨お知らせください。
- 初回はこの同意書に署名をしてお持ちください。マスクの準備をお願いします。マスクは口と鼻を覆うように着用して下さい。
- 面談前にもう一度検温をお願いします。非接触式体温計の準備がございます。
- 面談前、中間、面談後に窓を開けて室内の換気を行います。夏季は窓を開けたまま面談を実施します。面談は60分以内、延長した場合でも90分以内とします。飛沫防止のパーテーションの用意もあります。
- 面談中に体調が悪くなったり、気分が優れなくなった場合は担当者にすぐにお知らせ下さい。
- 来談者または来談者の同居の方の感染が確認されたときは、速やかに当相談室（706-3295）への電話連絡をお願いします。その際、学内の担当部署や保健所などの公的機関へ報告を行いますが、面談内容を伝えることは一切ございません。
- 来談者または面接担当者およびスタッフのいずれかが感染した場合でも、感染したことについての責任は、双方ともに一切問わないことをご了承ください。

図4b 対面面談再開の同意書に記載した「来談時のご注意」

上記の案内文書と同意書に加え、対面面談を実施する際に、スタッフと相談者の双方で記載項目を確認・チェックして交わし合う文書として「相談室 健康のためのチェックリスト」を作成し、毎回の相談での健康確認を実施し、文書の取り交わしを行った。内容は、同意書に記載された注意項目に準ずるものであり、同意された事実が、面談実施時に確実に履行されているか否かを双方それぞれの責任に基づいて確認するためのものである。

c) 対面面談の再停止：11月19日以降

対面面談の再停止は、北海道の感染陽性率が上がってきたことによる。北海道の公式データによると、平均陽性率が9月は2.67%であったものの、10月前半で3.53%、同月後半には4.83%、11月前半には9.05%と増大してきていた。本学のBCPレベルは6月1日に引き下げられたレベル2に留まっていたものの、本学内の措置であり、学外から利用者が来談することと市中感染が広がっている可能性を考慮して、11月19日から、オンライン相談に切り替えて、現時点に至るまで対面相談を再停止している。その後、全国的に感染拡大の第三波が押し寄せてきている状況であるが、本報告をまとめている2021年1月30日時点において、収束の可能性はまだ見えておらず、今後の相談室活動についても、対面停止を原則3月末までとし、感染が収束した場合に即時、再開する措置をとっている。

3. まとめ

2020年度は、他のすべての人間活動以上に、心理相談が「人が人と関わり合う」という営みを基盤に持つということを改めて認識させられた年度であった。コロナ感染の状況悪化に伴い、他の全国の相談室でも対応していたように、当相談室もオンライン面談を導入し、相談活動をつないでいった。しかし、そこに従事する院生や教員ともども、対面とオンラインとの心理相談における差異というものに直面せざるを得ず、自らの対人的関わりが相手にどのように伝わるのか伝わらないのか、ということを考えさせられることとなった。そのことは心理相談が単なる情報のやり取りではなく、空間を共にするという「双方の存在を直に感じる」ということの大切さの再認識に繋がり、逆に言えば、「空間を共にする」という状況に依存していた相談活動の甘さといったものへの気づきがあり、そしてオンラインであっても実在性のある相談活動を展開するためにはどうすればよいかを考えていく契機ともなった。特に、遷延するコロナ禍によるストレスの増大で状態が崩れがちになる利用者の方とのオンライン対話では、ネットを通じて、その利用者の方の生活空間に外側から新鮮な空気を送り込むことの大切さに気づくことにもなった。

一方、オンライン相談には大きなメリットもあった。相談室への来室が叶わない状態にいる利用者の方とのオンライン対話が常態となったことで、「(平時から)来室できない」という一部の利用者の方の気分的な重荷が軽減されたところで相談活動ができたことである。利用者の方にとっても、対面以外のコミュニケーションで相談をすすめることは、生活の新たな展開と感じられたのではないだろうかと期待するところでもある。コロナ禍はいつか終焉を迎えるだろうが、そのときに向けてオンラインという相談形態を逆に活かしていくために、いまを工夫していくことが大切だと感じている。